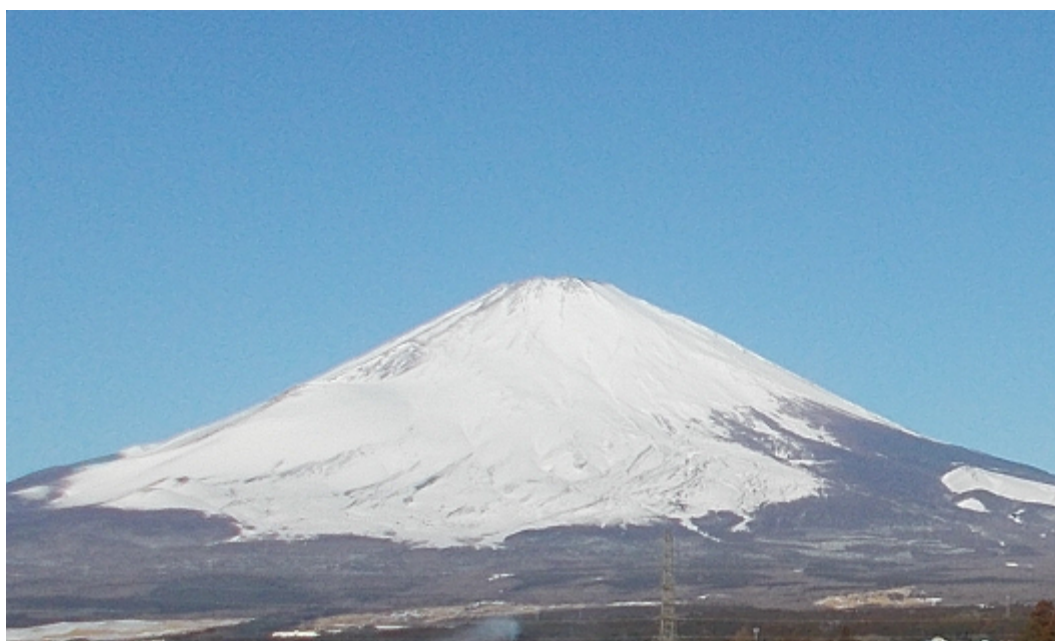


# 静岡県犯罪被害者等支援推進計画 検証結果(平成 30 年度)



令和元年 12 月  
静 岡 県

## 1 はじめに

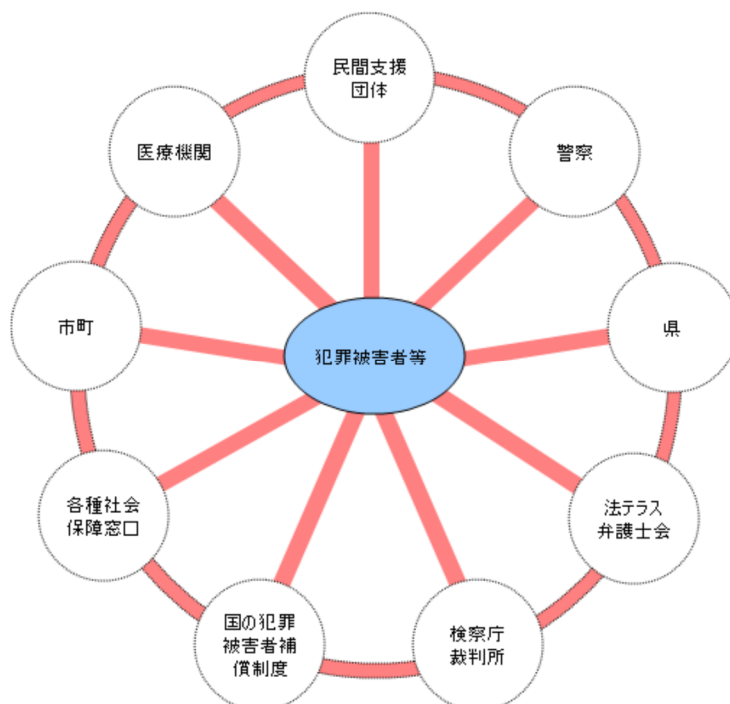
静岡県では、不幸にも犯罪等の被害に遭われた犯罪被害者等に対して、権利利益の保護及び犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することを目的に、平成27年4月1日「静岡県犯罪被害者等支援条例」（以下「県条例」という。）を施行し、平成28年10月11日に、県条例第8条（犯罪被害者等支援に関する推進計画）に基づき、「静岡県犯罪被害者等支援推進計画」（以下「推進計画」という。）を公表しました。この推進計画は、本県における犯罪被害者等の支援を県機関が民間支援団体等関係機関と協力し、総合的に推し進めるための指針となるもので、実施期間は平成28年度から平成32年度までの5年間で、毎年度、施策の実施状況の確認、検証を行います。今回、平成30年度中、県機関において実施された取組の成果等について、有識者から意見聴取を行うとともに犯罪被害者等支援推進本部において確認、検証を行い、その結果を、「静岡県犯罪被害者等支援推進計画（平成30年度）検証結果（以下「検証結果」という。）」として取りまとめました。

今回の検証結果については、翌年度以降の県機関の施策の策定に活用していきます。

### 注）用語の定義

- 犯罪等・・・犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為
- 犯罪被害者等・・・犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族
- 県機関・・・知事部局、教育委員会、警察本部の各所属
- 民間支援団体・・・犯罪被害者等支援を主たる目的とする民間の団体

## 2 静岡県がめざす、犯罪被害者等支援の目指すべき連携・協力のイメージ （以下のイメージ図を「関係機関」という。）



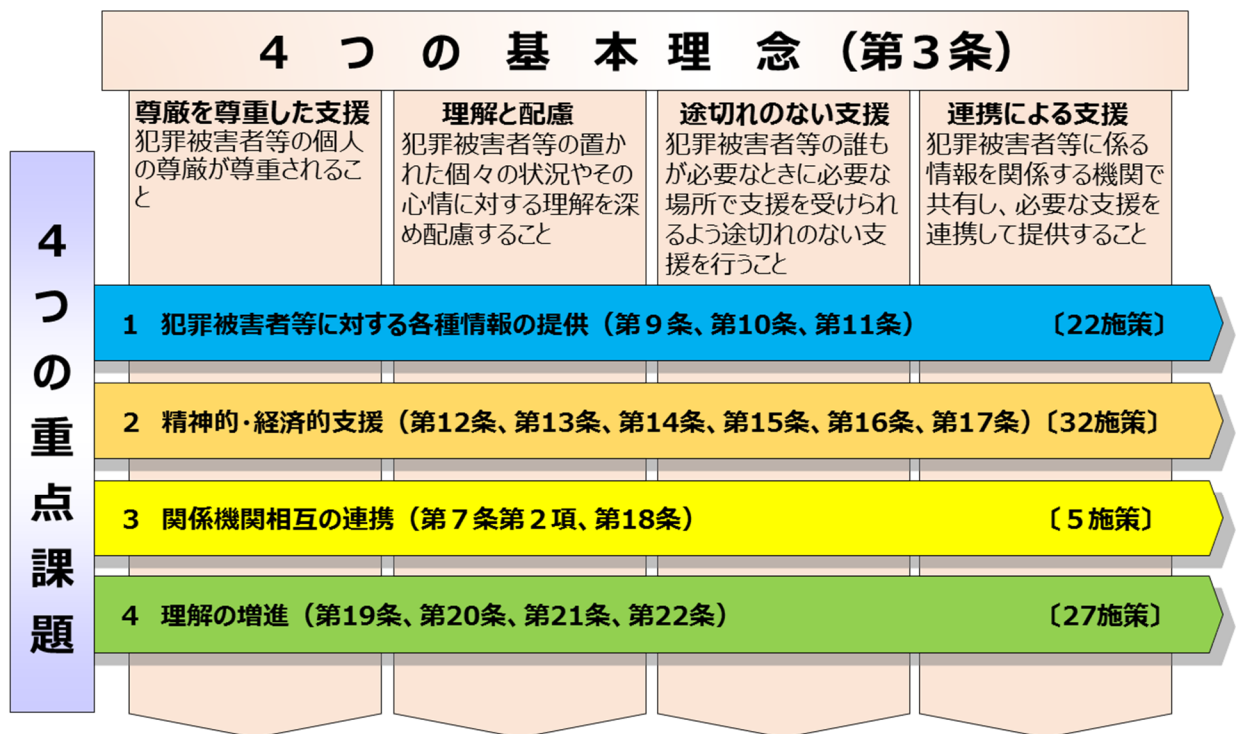
### 3 推進計画の体系（4つの基本理念、4つの重点課題）

#### (1) 基本理念

県条例第3条に掲げる基本理念の下、犯罪被害者等の人としての尊厳を重んじ、その置かれている状況に配慮した対応を心掛けるとともに、関係機関・団体による途切れのない支援や、犯罪被害者等に対する理解促進のための施策を進め、県民や事業者を含めた「社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない安全で安心な静岡県」の実現を目指しています。

#### (2) 重点課題

犯罪被害者等を取り巻く状況やそのニーズを把握し、「社会全体で犯罪被害者等を支え、被害者も加害者も出さない安全で安心な静岡県」を実現するために、今後必要と考えられる施策を体系的に整理する中で、4項目を重点課題として設定し、それぞれの充実に向けた取組を進めています。



### (3) 計画の体系

重点課題	基本方針	取組	県機関	
犯罪被害者等に対する各種情報の提供	相談及び情報の提供等(第9条)	指定被害者支援要員による被害者の手引の交付と教示	警察本部	
		被害者連絡の確実な実施	警察本部	
		各種相談窓口の充実・担当者の技術の向上	警察本部、くらし交通安全課、精神保健福祉センター、女性相談センター	
		市町への施策担当窓口、総合的対応窓口設置の働き掛け	くらし交通安全課	
		スクールカウンセラーの派遣・学校内相談体制の充実	教育委員会	
		被害児童、保護者に対する相談機関紹介	教育委員会	
		心理学、教育学等の専門職員の配置と相談窓口の充実	教育委員会(義務教育課)	
		関係機関と連携した相談対応、必要な情報の提供	男女共同参画課	
		DV防止のための知識の取得、相談場所等の教示	男女共同参画課	
		児童虐待相談担当者研修の充実、他機関との連携強化	こども家庭課、児童相談所	
	損害の回復を図るための情報の提供等(第10条)	高齢者虐待防止の相談窓口の充実、担当者の技術の向上	長寿政策課	
		障害者虐待防止センターにおける相談対応	障害者政策課	
	経済的な助成に関する情報の提供等(第11条)	専門機関の斡旋、連絡調整・民間支援団体への情報提供	警察本部、くらし交通安全課	
		指定被害者支援要員による被害者の手引の交付と教示	警察本部	
		犯罪被害者等のための各種団体が行う救済制度の情報提供	警察本部	
		税法上の救済制度の情報提供	警察本部	
		暴力団犯罪被害者支援制度の情報提供	警察本部	
		医療保険の円滑な利用の確保	国民健康保険課	
		母子(父子)家庭への医療費の助成制度	こども家庭課	
		法テラス民事法律扶助制度に係る情報提供	警察本部、くらし交通安全課	
		対象事件の確実な把握と公費負担制度の適正な運用	警察本部	
		犯罪被害給付制度の確実な教示と手続の迅速化	警察本部	
	精神的・経済的支援	日常生活の支援(第12条)	民間支援団体が行う日常生活の支援	警察本部、くらし交通安全課
			被害者支援カウンセラーの運用	警察本部
			カウンセリング費用の公費負担制度について検討する	警察本部
		心理的外傷等からの回復(第13条)	性犯罪被害者に対する公費負担制度の運用	警察本部
			スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣	教育委員会
			犯罪被害者等からの相談受理	精神保健福祉センター
			関係機関が連携した高次脳機能障害の当事者、家族の支援	障害福祉課
		安全の確保(第14条)	DV被害者の自立支援	こども家庭課、女性相談センター
要保護児童への立ち直り支援			児童相談所	
加害者からの再被害防止対策の徹底			警察本部	
DV被害者・被虐待児童の保護等社会的養護			警察本部、児童相談所、女性相談センター	
DV被害者の住民基本台帳閲覧制限の徹底			警察本部、女性相談センター	
関係機関連携によるDV被害者の安全確保			男女共同参画課	
一時保護を希望するDV被害者に係る情報の共有			こども家庭課、女性相談センター	
居住の安定(第15条)		保護命令の積極運用と被害者の安全の確保	こども家庭課、女性相談センター	
	学校関係者に対する虐待発見時の通告義務の徹底	教育委員会		
	犯罪現場のハウスクリーニング費用の公費負担	警察本部		
	犯罪被害者に対する県営住宅の一時使用	公営住宅課		
	DV被害者に対する県営住宅の一時使用	公営住宅課		
	DV被害者、被虐待児童の一時保護施設退所時の支援	児童相談所、女性相談センター		
	犯罪被害者の公営住宅使用に伴う市町担当課へ周知働きかけ	公営住宅課、くらし交通安全課		
雇用の安定(第16条)	被虐待児童の社会的養護の実施	児童相談所		
	様々な地域・種類の一時保護委託先の確保	こども家庭課		
	犯罪被害者等の新規就労、転職支援の実施	雇用推進課		
	犯罪被害による後遺障害者に対する就業情報の提供	雇用推進課		
捜査の過程における配慮等(第17条)	事業主との間の労使問題に係る相談受理	労働政策課		
	被害者支援要員の指定と二次的被害防止の徹底	警察本部		
	指定被害者支援要員に対する研修	警察本部		
	警察学校入校生に対する犯罪被害者支援の研修	警察本部		
	被害者支援カウンセラーの運用	警察本部		
	司法解剖遺体の遺体修復費用公費負担	警察本部		
性犯罪被害者支援における三者協定の運用	警察本部			

重点課題	基本方針	取組	県機関	
関係機関相互の連携	民間支援団体に対する県の支援(第7条第2項)	民間支援団体への情報提供の強化	警察本部	
		民間支援団体と連携・協働した広報啓発活動の推進	警察本部、くらし交通安全課	
		民間支援団体の見舞金交付への協力	警察本部	
		緊急を要する犯罪被害者等支援の実施(第18条)	指定被害者支援委員の弾力的な運用	警察本部
			署犯罪被害者等支援連絡協議会の活性化	警察本部
			各種広報媒体を活用した広報啓発の充実	警察本部、くらし交通安全課
県民の理解の増進(第19条)	犯罪被害者週間の集中的な広報、街頭活動の強化	警察本部、くらし交通安全課		
	犯罪被害者等支援講演会inしずおかの継続開催	警察本部、くらし交通安全課		
	「犯罪被害者等に関するリーフレット」による広報啓発	くらし交通安全課		
	被害者支援貢献者への積極的な表彰による士気高揚	警察本部		
	「児童虐待防止静岡の集い」開催による県民の理解の醸成	こども家庭課		
	学校における教育(第20条)	命の大切さを学ぶ教室の開催	警察本部、教育委員会(義務教育課、高校教育課)	
		生命の尊重に関する道德教育と体験活動の推進	教育委員会(義務教育課、高校教育課)	
		こころの教育の推進	教育委員会(高校教育課)	
		体験活動を通じた教育の推進	教育委員会(義務教育課)	
		私たちの道德の配布	教育委員会(義務教育課)	
生命を尊重する心情や態度の育成		教育委員会(特別支援教育課)		
豊かな人間性と社会性の育成		教育委員会(特別支援教育課)		
犯罪被害者支援従事者に対する研修(第21条)	指定被害者支援委員に対する研修の実施	警察本部		
	警察学校入校生に対する犯罪被害者支援の授業を実施	警察本部		
	女性地域警察官研修会の開催	警察本部		
	女性被害捜査官研修会の開催	警察本部		
	警察署相談係員対象の研修会の開催	警察本部		
	犯罪被害者等支援従事者に対する代理受傷の研修の実施	警察本部		
	犯罪被害者等支援ハンドブックの活用	くらし交通安全課		
	県・市町担当者に対する研修会の開催	くらし交通安全課		
	DV被害者、児童虐待に係る相談体制整備の研修実施	男女共同参画課、女性相談センター、児童相談所		
	犯罪被害者等に初期に接する者の研修実施	精神保健福祉センター		
	児童・生徒が犯罪被害に遭遇したときの危機対応研修の開催	教育委員会(義務教育課)		
意見の反映(第22条)	アンケート調査の実施	警察本部		
	有識者の意見の反映	警察本部		
	パブリックコメントの実施	警察本部、くらし交通安全課		

※雇用推進課及び労働政策課に当たっては、業務統合により平成31年4月1日から労働雇用政策課に名称を変更しました。

#### 4 重点課題ごとの主な取組（施策）の実施状況

主な取組（施策）の実施状況について重点課題ごとに以下のとおり、まとめました。なお、全取組（施策）の実施状況及びそれに対する検証結果は、末尾にあります。

##### (1) 犯罪被害者等に対する各種情報の提供（第9条、第10条、第11条）

犯罪被害者等は犯罪等による直接的被害のほか、捜査や裁判、葬儀などの様々な問題に遭遇することになり、自力での解決には非常に困難な状況にあることから、犯罪被害者等が必要とする情報の提供や助言を行うことにより、更なる被害を最小限に抑える各種取組を行いました。

###### ア 指定被害者支援要員による被害者の手引の交付と教示

被害者の手引（身体犯）を改訂し、指定被害者支援要員が 475 事件の被害者等に対し、被害者の手引を交付するとともに、各種救済制度について教示しました。【警察本部】

###### イ 各種相談窓口の充実・担当者の技術向上

- 性犯罪被害相談電話「#8103（ハートさん）」について、執務時間外の留守番電話対応を本部当直の対応に改めました。【警察本部】
- 性暴力被害者の心身の健康の回復を図るため、関係機関が連携し、支援をワンストップで行う静岡県性暴力被害者支援センター「SORA」を平成30年7月2日に開設しました。【くらし交通安全課】



SORA 広報用カード

###### ウ スクールカウンセラーの派遣・学校内相談体制の充実

政令指定都市を除く県内全小・中学校及び義務教育学校（489校）、県立高等学校（23校）、特別支援学校（10校）にスクールカウンセラーを配置・派遣しました。【義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】

###### エ 被害児童、保護者に対する相談機関紹介

政令指定都市を除く県内全小・中学生に「いじめ・暴力対策メール」、「24時間子供SOSダイアル」の相談窓口を掲載した文書を配布しました（相談受付：いじめ・暴力対策メール16件、24時間子供SOSダイアル724件）。【義務教育課】

オ DV防止のための知識の取得、相談場所等の教示

平成30年11月16日に「若年女性を取り巻く現状」と題したDV防止セミナーを開催しました。また、デートDV防止出前セミナーを高等学校、専門学校、大学の20校で開催し、デートDV防止パンフレットを配布しました。【男女共同参画課】

カ 児童虐待相談窓口担当者研修の充実、他機関との連携強化

一時保護時の立入調査や臨検・捜索等に関する警察との合同研修を平成30年11月に実施し、68人が参加しました。【こども家庭課、児童相談所】



合同研修（座学）



合同研修（実践）

キ 高齢者虐待防止の相談窓口の充実、担当者の技術向上

高齢者虐待防止を含む高齢者の権利擁護に関し、市町等からの電話相談に応じる相談窓口を開設するとともに、高齢者虐待対応を担当する市町等職員を対象に事例検討会及び研修会を開催しました。（年間相談件数36件）【長寿政策課】

ク 障害者虐待防止支援センターにおける相談対応

障害者虐待防止センターにおいて関係機関と連携して、虐待等の被害を受けた障害者やその関係者からの通報・相談6件に対応しました。【障害者政策課】

ケ 医療保険の円滑な利用の確保

加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無にかかわらず、保険給付が受けられる旨を市町向け研修会や実地検査等を通じて周知しました。【国民健康保険課】

コ 対象事件の確実な把握と公費負担制度の適正な運用

関係部署と連携して対象事件の確実な把握に努め、把握した事件の内容に応じて適正に公費負担制度を運用しました。（負担人数106人、負担額2,039千円）また、一部親族間犯罪についても適用できるよう公費負担制度の見直しを行いました。【警察本部】

サ 犯罪被害給付制度の確実な教示と手続の迅速化  
対象となる被害者等に対して犯罪被害給付制度を教示し、21件の申請を受理し、18件の裁定を行いました。【警察本部】

(2) 精神的・経済的支援（第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条）

犯罪被害者等は、犯罪等による精神的ショックのほか、身体に障害が残るなど、被害直後はもちろんのこと、中長期に渡る心身の不調の回復軽減に向けた支援が必要であることから、様々な経済的助成制度の確実な教示を実施し経済的負担を軽減する各種施策を行いました。

ア カウンセリング費用の公費支出制度について検討する

犯罪被害者等6人が受けた50回分のカウンセリング等費用を公費負担しました。また、制度の見直しを行い、支給対象期間をこれまでの1年間から3年間に改めました。【警察本部】

イ 犯罪被害者等からの相談受理

学校からの要請に基づき、小学校における児童の心のケアに対する支援について習熟を図ることを目的にこころの緊急支援チームを1回派遣しました。【精神保健福祉センター】

ウ 関係機関が連携した高次脳機能障害の当事者、家族の支援

高次脳機能障害支援拠点を県内6か所に設置しました。また、高次脳機能障害総合相談事業（医療相談会）を18回開催しました。【障害福祉課】

エ DV被害者・被虐待児童の保護等社会的養護

健康福祉センターや市町と協力し、54件（うちDV29件）の一時保護を実施しました。【女性相談センター】

オ 犯罪被害者に対する県営住宅の一時使用

犯罪被害者の県営住宅への一時入居の受入れを1件実施しました。【公営住宅課】

カ 被虐待児童の社会的養護の実施

虐待を事由として一時保護（一時保護所）を行った児童のうち、54人は一時保護を解除し、施設・里親へ措置（委託）を行いました。【児童相談所】

キ 様々な地域・種類の一時保護委託先の確保

DV被害者の一時保護委託先を11か所（賀茂1か所、東部4か所、中部2か所、西部4か所）確保しました。【こども家庭課】

ク 犯罪被害者等の新規就労、転職支援の実施

新規就労や転職希望者に対し、静岡労働局やハローワークと連携し、きめ細やかな就労支援を実施しました。（全就労支援数17,034件）【労働雇用政策課】



### (3) 関係機関相互の連携（第7条第2項、第18条）

犯罪被害者等の支援は、事件発生直後から、被害者の年齢、性別、被害の原因等、個々の事情等によって必要とする支援が異なり、また、その支援内容は多岐に渡ることから、民間支援団体等関係機関がそれぞれの役割を適切に果たしていくとともに、各機関が連携して途切れのない支援をするための各種施策を行いました。

#### ア 民間支援団体への情報提供の強化

被害者等が情報提供に同意した29件について、警察本部から認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターへ事件事故や被害者等に関する情報提供を実施しました。【警察本部】

#### イ 犯罪被害者週間の集中的な広報、街頭活動の強化

認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター、県弁護士会、県司法書士会、法テラス、交通事故紛争処理センター、大学ボランティアと連携・協働し、JR静岡駅、JR沼津駅、JR浜松駅において街頭広報を実施しました（広報日11/22、11/27、11/28）。【警察本部、くらし交通安全課】



平成30年11月22日（木）  
JR静岡駅における街頭広報



#### ウ 民間支援団体の見舞金交付への協力

犯罪被害者等に対する認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターによる見舞金や防犯ブザーの交付に協力しました。（見舞金9件、防犯ブザー37件）【警察本部】

#### エ 署犯罪被害者支援連絡協議会の活性化

警察署犯罪被害者支援連絡協議会を県下26警察署で開催し、関係機関・団体との連携を強化しました。【警察本部】

### (4) 理解の増進（第19条、第20条、第21条、第22条）

犯罪被害者等の実態やニーズ、支援に関する施策については、未だ社会一般の理解が進んでいないことから、県民に対して犯罪被害者等支援の理解の増進に結びつけるための各種施策を行いました。

ア 犯罪被害者等支援講演会 in しずおかの継続開催

静岡市、認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターとの共催による講演会を開催しました。【警察本部、くらし交通安全課】

開催日：12/8（土）

場 所：静岡市東部勤労者福祉センター「清水テルサ」

講 師：(公社)全国被害者支援ネットワーク理事長 平井 紀夫氏

演 題：犯罪被害者とその支援ー私の体験ー



平井氏の講演



パネルディスカッション

イ 命の大切さを学ぶ教室の開催

県内中学校及び高等学校9校において、命の大切さを学ぶ教室を開催しました。【警察本部、義務教育課、高校教育課】



島田市立島田第二中学校



静岡県立小山高等学校

## 5 取組（施策）に対する検証結果

平成30年度は、各機関とも、推進計画に沿った取組（施策）を実施することができました。

特に、性犯罪被害者支援に関しては、性犯罪被害相談電話（#8103）に寄せられた相談に対して、警察官が24時間対応するよう運用が改善されたほか、被害者の気持ちに寄り添いながら、相談・医療・心理的ケアなどの支援を各機関が連携しワンストップで行う「静岡県性暴力被害者支援センター」（愛称：SORA）が開設されるなど、被害を申告しづらい性犯罪被害者にとって相談しやすい環境の整備を図ることができました。

また、警察所管の犯罪被害者用公費負担制度については、一部親族間犯罪においても適用できるよう制度の見直しがなされるなど、経済的負担の軽減も図ることができました。

今後も、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるようになるまで、そのニーズに沿った支援を途切れることなく行っていけるよう各種施策の新設、拡充に努めてまいります。

## 6 意見の反映

### (1) 前年度、検証時に提出された有識者意見に対する回答

静岡県犯罪被害者等支援推進計画（平成 29 年度）検証結果における静岡県犯罪被害者等支援推進計画有識者検討会委員からの意見に対する、県機関からの回答は次のとおりです。

	担当	有識者意見	回答
1	警察本部 くらし交通安全課	平成 29 年度、藤枝市において県内市町初となる犯罪被害者等支援条例が制定され、見舞金の受給等、居住する行政からの支援を受けることは、犯罪被害者等にとって、とても心強く負担軽減につながっていると感じます。 こうした取組が藤枝市のみで留まることなく、県民がどの市町に居住していても同じ支援が受けられるよう、早急に県内全市町に条例が制定されるよう望みます。 (第 18 条関係)	平成 30 年度は長泉町、裾野市で犯罪被害者支援条例が制定されました。制定にあたり管轄の裾野警察署も両市町に協力いたしました。今後も市町との連携を強化する中で条例制定に協力していきます。 (警察本部) 犯罪被害者等支援担当者研修会等で、藤枝市の条例制定等支援体制の充実化を紹介するなど、市町の条例制定に向けた取組を促していきます。 (くらし交通安全課)
2	警察本部 くらし交通安全課	「熱海・あたたか支援米協定」は、犯罪被害者等への白米の支給だけでなく、配偶者の就業支援、子息の学費助成が盛り込まれており、官民連携の好事例であり、犯罪被害者等に対する市民の理解の促進が進む効果があると思われまます。こうした先進的な取組を行っている自治体等を紹介し、県民への周知を望みます。 (第 6 条関係)	「熱海・あたたか支援米協定」につきましては、締結時に報道機関で大々的に取り上げてもらうことで広く県民に周知したほか、同様の取組が広まるよう各警察署の犯罪被害者支援連絡協議会でも紹介してまいりました。今後も、先進的な取組につきましては積極的な広報に努めてまいります。 (警察本部) 犯罪被害者等支援担当者研修会等で、関係団体等と情報共有を図り支援体制の充実化について働きかけてまいります。 (くらし交通安全課)
3	くらし交通安全課	県による犯罪被害者等への見舞金等経済的支援の検討を望みます。 (第 11 条関係)	県での見舞金制度の必要性、制度設計等について、他の都道府県の状況を踏まえつつ研究してまいります。
4	くらし交通安全課	県による犯罪被害者支援のための目的税の導入の具体的な検討を望みます。 (第 4 条関係)	他の都道府県の状況を踏まえつつ研究してまいります。
5	警察本部	被害者支援カウンセラーの運用について、稼働スタッフ数が少ないことから、増員が必要であると考えます。また、同カウンセラーに公認心理師資格取得者が加わることを望みます。 (第 13 条関係)	現在、県警察には臨床心理士資格をもつ被害者支援カウンセラーが 4 人おり、うち 3 人は公認心理師資格取得者です。増員については、今後の被害者等からのニーズを踏まえ、必要性を検討してまいります。

6	警察本部	<p>カウンセリング費用の公費負担制度について、支出の実績があったことで、犯罪被害者等のニーズがあったことが確認できたといえます。そこで、自ら援助を求めにくい被害者には特に制度の利用のしやすさを周知していく必要があると思われまます。また、利用期間などを検証し、助成額の増額について検討を望みます。</p> <p>(第 13 条関係)</p>	<p>特に深刻な精神的負担を抱えている犯罪被害者等に対しては、制度の積極的な利用を勧め、必要な支援が行き届くように配慮しております。</p> <p>また、制度の対象期間を平成 30 年度から「初診日から 3 年間」に延長しました。</p>
7	教育委員会	<p>スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣について、特に平成 30 年度から 4 学校区をモデル地区として常時勤務型スクールカウンセラーが配置されることと思いますが、チーム学校組織における、専門家の効果的な配置は児童生徒だけでなく、多忙な教職員の支援にもつながることから、制度の更なる拡充を望みます。</p> <p>(第 20 条関係)</p>	<p>スクールソーシャルワーカーの各市町への配置時数及び人数は平成 29 年度から増加しました。スクールカウンセラーについては、常時配置型の 4 つのモデル地区から、問題を抱える児童生徒やその保護者への支援に大変役立ったとの報告を受けております。予算の動向にもよりますが、今後も支援体制の拡充に努めてまいります。</p> <p>(義務教育課)</p> <p>高等学校においては、スクールカウンセラー拠点校の設置数が、平成 30 年度は 23 校となりました(平成 29 年度は 22 校)。中学校時にカウンセリングを受けていた生徒、保護者に対する継続支援の必要性が高まっていることに対応するためであります。スクールソーシャルワーカーについては、引き続き 2 校の拠点校を置きました。さらなる配置校の拡充を検討してまいります。</p> <p>(高校教育課)</p>
8	くらし交通安全課	<p>現在、静岡県弁護士会では、犯罪被害者等に対して、事件発生当初のメディアスクラム対応の無償化について検討していますが、県においても、弁護士費用の補助制度の検討を望みます。</p> <p>(第 11 条関係)</p>	<p>他の都道府県の状況を踏まえつつ研究してまいります。</p>
9	警察本部	<p>犯罪被害者支援に従事する職員を対象とした代理受傷の研修について、警察本部職員だけでなく支援に関わる民間団体へも対象を拡大し、研修を受講できる環境の整備を望みます。</p> <p>(第 21 条関係)</p>	<p>認定 N P O 法人静岡犯罪被害者支援センターが主催するボランティア対象の研修は、要請に基づき、県警察から講師を派遣しています。今後も要請があれば講師を派遣し、可能な限り代理受傷についても触れていくこととします。</p>

10	くらし交通安全課	<p>「静岡県性暴力被害者支援センター(愛称:SORA)」の体制について、現在、県内1か所となっている拠点を東部・中部・西部・伊豆の県内4か所に設け、これを病院内に設置することを望みます。</p> <p>(第4条関係)</p>	<p>静岡県性暴力被害者支援センターの相談受理内容・支援状況等を踏まえつつ研究してまいります。</p>
11	くらし交通安全課	<p>「静岡県性暴力被害者支援センター(愛称:SORA)」の開設に伴い、相談センターの相談員と「認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター」の支援員との相互の情報共有並びに研修会等を通じたスキルアップなど、更なる連携の促進を望みます。</p> <p>(第21条関係)</p>	<p>犯罪被害者等支援担当者研修会などを通じて、相互の情報共有並びにスキルアップや連携を促進し、今後もさらに連携の強化に向けて情報共有してまいります。</p>
12	くらし交通安全課 警察本部	<p>犯罪被害者支援の広報啓発活動は、毎年11月25日から12月1日の「犯罪被害者週間」に各行政機関で行われていますが、県民への周知はいまだに図られていないのが現状です。</p> <p>各行政機関には、「犯罪被害者週間」に限らず年間を通じて積極的な広報啓発活動を求めるとともに、犯罪被害者支援に関するテレビ番組等の作成、被害者の講演等を通して、県民への更なる理解増進を図る取組を望みます。</p> <p>(第19条関係)</p>	<p>県民だより等広報、研修会及び講演会、各種広報媒体を活用して、県民への周知を図ってまいります。</p> <p>(くらし交通安全課)</p> <p>県民の理解増進を図る取組につきましては、非常に重要なことと認識しており、年間を通じて年頭視閲式、警察音楽隊定期演奏会など機会あるごとに広報啓発活動を行っております。今後もさらに効果的な広報手段等について検討してまいります。</p> <p>(警察本部)</p>
13	警察本部 教育委員会	<p>「命の大切さを学ぶ教室」は、開始当初と比べ数多くの学校で実施され、これからの日本を担う若者に対する教育としては大変すばらしいと思います。今後も同教室の継続を望みます。</p> <p>(第20条関係)</p>	<p>命の大切さを学ぶ教室については、平成20年度から10年間で84校、約45,000名の生徒に聴講いただきました。アンケートからはいずれの学校においても「命の大切さを再認識した」、「加害者にならないよう交通ルールをしっかり守ろうと思った」等と好評をいただいております。今後も関係機関と連携を強め、開催校の増加を図ってまいります。</p> <p>(警察本部・教育委員会)</p>
14	教育委員会	<p>児童・生徒が犯罪に遭遇したときの危機対応研修の開催について、平成29年度実施されていないので開催することを望みます。</p> <p>(第20条関係)</p>	<p>研修の内容や方法等を吟味し、実施の可能性を検討してまいります。</p> <p>(義務教育課)</p>

## (2) 検証結果に対する有識者意見

静岡県犯罪被害者等支援推進計画検証結果（平成 30 年度）に対する静岡県犯罪被害者等支援推進計画有識者検討委員会からの意見は次のとおりです。

	意見	担当県機関
1	<p>現行の「被害者の手引」は見やすく良いと思います。手引に掲載する情報量が多くなってしまうことは仕方がないことだと思いますので、警察に相談しやすい環境や雰囲気被害者の方々に感じてもらえるようなソフト面における改訂を望みます。</p> <p>(第 9 条関係)</p>	警察本部
2	<p>性犯罪被害相談電話「# 8 1 0 3」が執務時間外でも対応可能となったことは良いことだと思います。業務多忙等を理由に相談者への対応がぞんざいな対応とならないよう、より丁寧な対応への心掛けを望みます。</p> <p>(第 9 条関係)</p>	警察本部
3	<p>静岡県性暴力被害者支援センター（愛称 S O R A）の開設は昨年度の取組の中でも大きな成果だと思います。開設したことに留まらず、性暴力被害者にとってより良い制度となるよう、今後、東部・中部・西部・伊豆地区における病院拠点型の同センターの導入を望みます。</p> <p>(第 9 条関係)</p>	くらし交通安全課
4	<p>児童虐待の痛ましい事件やいじめを苦しめた自殺案件が散見されるので、県・警察等の積極的な介入を望みます。</p> <p>(第 4 条関係)</p>	警察本部 こども家庭課 児童相談所 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課 社会教育課
5	<p>「デートDV」という名称が「いじめ」と同様、軽く捉えられてしまう傾向があると思うので、セミナー受講者に対し、「デートDV」が犯罪になりうる可能性があるということの周知を望みます。</p> <p>(第 9 条関係)</p>	男女共同参画課
6	<p>施設内における虐待事例は、表に出てこないことが多いので、県・警察等の積極的な介入を望みます。</p> <p>(第 4 条関係)</p>	警察本部 長寿政策課 障害者政策課
7	<p>県による犯罪被害者支援のための目的税の導入の検討を望みます。</p> <p>(第 4 条関係)</p>	くらし交通安全課
8	<p>「各市町の条例制定」や「命の大切さを学ぶ教室」をはじめ、特に被害関係者の意見・要望を取り入れた新規施策等、県が重点的に推進すべき項目を定め、取組む必要があると思います。</p> <p>(第 22 条関係)</p>	警察本部 くらし交通安全課

9	<p>他の都道府県の施策等を参考にすることはもちろんですが、それにとらわれることなく、被害者支援として有効な施策と認められれば、本県独自であろうと積極的な取組みを望みます。</p> <p>(第4条関係)</p>	くらし交通安全課
10	<p>静岡県性暴力被害者支援センター（愛称SORA）に寄せられた相談件数が当初の想定を上回ったという発表がありました。今後、さらに実績が伸びるようであれば、必要に応じてスタッフの増員等、体制の強化を望みます。また、同センターに対する県民の認知度を向上し、理解を促すためにも、イメージがつかめるような効果的な広報を望みます。</p> <p>(第9条関係)</p>	くらし交通安全課
11	<p>昨今の死傷者多数の事件事故を教訓に、業務時間外に発生した際の各機関の連絡先、被害者や遺族対応に関わる支援要員の確保及び報道対応等について記載したマニュアルの作成や事件事故の発生を想定したシュミレーション訓練を実施し、段取りについて確認する必要があると思います。</p> <p>静岡県においては、県警察・県弁護士会・県公認心理士協会、法テラスなどの関係機関と連携を図ることができていますが、今後、死傷者多数の事件事故が発生した場合の連絡調整方法や被害者等への支援対応についての具体的な方法を早急に協議することを望みます。</p> <p>(第4条・第18条関係)</p>	警察本部

(3) 静岡県犯罪被害者等支援推進計画有識者検討会委員

役 職	氏 名
会長 国立大学法人静岡大学教授	江口 昌克
副会長 ひとすぎ法律事務所・弁護士	一杉 泰博
委員 被害者遺族	朝比奈 幹夫
委員 (株)静岡新聞社 社会部長兼写真部長兼論説委員	上原 広彦
委員 静岡県商工会議所連合会 専務理事・事務局長	中村 泰昌
委員 認定NPO法人 静岡犯罪被害者支援センター次長	藤原 智代
委員 医療法人社団リラ溝口病院理事長	溝口 明範



## 静岡県犯罪被害者等支援推進計画(平成30年度)実施状況及び検証結果

### 重点課題: 犯罪被害者等に対する各種情報の提供

相談及び情報の提供等(第9条関係)

	取組(施策)	県機関	平成30年度の実施状況(成果)	検証結果等
①	指定被害者支援要員による被害者の手引の交付と教示	警察本部	○指定被害者支援要員が被害者等に対して被害者の手引を交付するとともに、各種救済制度について教示した(475事件)。 ○被害者の理解がより一層得られやすくなるよう被害者の手引を改定した。	手引の交付対象となる事件・事故の発生を把握し、手引の交付状況の確認をしていることから、漏れなく交付・教示ができたものと判断する。今後も確実な手引の交付と制度の教示に努めていく。
2	被害者連絡の確実な実施	警察本部	対象となる被害者等に対して、捜査に支障のない範囲で捜査の状況等に関する情報提供を実施した。	新たに被害者連絡経路の作成状況も確認するよう対応を改めていることから、より確実に連絡ができたものと判断する。今後も必要な連絡を確実に行うよう努めていく。
③	各種相談窓口の充実・担当者の技術の向上	警察本部 くらし交通安全課 精神保健福祉センター 女性相談センター	○性犯罪被害相談電話(＃8103「ハートさん」)について、留守番電話対応だった執務時間外の対応を当直対応に改めた。 <b>(警察本部)</b> ○犯罪被害者等支援担当者研修会の開催 県・市町犯罪被害者等支援担当者と管轄警察署担当者との合同研修会を開催した。 ・開催日 11/8(木)、11/13(火)、11/15(木) ・開催場所 県庁、東部総合庁舎、浜松総合庁舎 ・参加人数 129人 <b>(警察本部・くらし交通安全課)</b> ○性暴力被害者の心身の健康の回復を図るため、関係機関が連携し、支援をワンストップで行う静岡県性暴力被害者支援センター「SORA」を平成30年7月2日に開設しました。 <b>(くらし交通安全課)</b> ○各健康福祉センター、市町の女性相談担当等を対象に、3回研修会を実施。 ・第1回女性保護担当職員・女性相談員研修 4/6(54人) ・第2回女性相談担当職員・女性相談員研修 10/12(60人) ・第3回女性保護担当職員・女性相談員研修 2/22(68人) ・女性保護・DV相談担当者研修会 5/11(中遠41人) 5/18(賀茂13人) 6/1(藤枝23人) 6/15(東部48人) ○東海ブロック婦人相談員研修会 11/16(54人、うち静岡県33人) ○女性相談員事例検討会 12/14(25人) ○講師依頼により実施 ・警察学校講師(11/22、2/28) <b>(女性相談センター)</b>	○くらし交通安全課と警察本部が平成29年度に初めて開催した合同研修会を30年度も継続して行い、窓口の充実や担当者の技術の向上に向けた取組が行われた。今後も継続して各種研修等を開催する。 <b>(警察本部・くらし交通安全課)</b> ○平成30年度は静岡県が東海ブロック婦人相談員研修開催県であったため、例年行っている女性相談員研修(スーパービジョン研修)を東海ブロック研修として実施した。 例年、東部と中西部で開催している事例検討会を静岡市で一括開催した。これにより、東部、中西部に偏らず、各地域での取組み方、共通の悩みなどを共有することに繋がった。 <b>(女性相談センター)</b>
4	市町への施策担当窓口、総合的対応窓口設置の働き掛け	くらし交通安全課	平成29年8月に県内全市町の窓口設置を完了した。	県内全市町の窓口設置が完了したことから、本施策については完結とする。
⑤	スクールカウンセラーの派遣・学校内相談体制の充実	教育委員会	○政令指定都市を除く県内全小・中学校及び義務教育学校(489校)にスクールカウンセラーを派遣した。(相談件数:児童生徒32,212件、保護者26,107件、教職員45,270件)4つのモデル地区においてスクールカウンセラーを常時配置した。 <b>(義務教育課)</b> ○県立高等学校23校に配置した(3028時間)。 <b>(高校教育課)</b> ○10の拠点校に配置し、各校に派遣した。相談人数は延べ1,766人。 <b>(特別支援教育課)</b>	○平成29年度と同等にスクールカウンセラーの派遣を実施することができた。今後も継続して学校内の相談体制の充実を図るとともに、常時配置の拡充を図る。 <b>(義務教育課・特別支援教育課)</b> ○平成29年度と比較して、拠点校は1校、相談対応実績時間は230時間増加した。 <b>(高校教育課)</b>
⑥	被害児童、保護者に対する相談機関紹介	教育委員会 (義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)	○政令指定都市を除く県内全小・中学生に「いじめ・暴力対策メール」、「24時間子供SOSダイヤル」の相談窓口を掲載した文書を配布した。(相談受付:「いじめ・暴力対策メール」16件、「24時間子供SOSダイヤル」724件) <b>(義務教育課)</b> ○いじめ・悩みごと相談マップの周知 <b>(高校教育課)</b> ○各学校において必要に応じて相談機関を紹介するとともに、校内にポスター等を掲示した。 <b>(特別支援教育課)</b>	○相談窓口に掲載した文書の配布等により相談機関を広く紹介するとともに、必要に応じて相談機関の紹介等を実施した。今後も継続して相談機関の紹介に努める。 <b>(義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)</b>
7	心理学、教育学等の専門職員の配置と相談窓口の充実	教育委員会 (義務教育課)	【再掲】 ○政令指定都市を除く県内全小・中学校及び義務教育学校(489校)にスクールカウンセラーを派遣した。(相談件数:児童生徒32,212件、保護者26,107件、教職員45,270件)4つのモデル地区においてスクールカウンセラーを常時配置した。 ○県総合教育センターの教育相談事業を受け持つ相談員に対する指導助言等を教育相談顧問(精神科医等)が行った。	平成29年度と同等にスクールカウンセラーの派遣を実施することができた。今後も継続して配置し、県総合教育センターの教育相談事業を受け持つ相談員の資質向上を図っていく。また、深刻な相談についても、専門家が対応できる体制を継続していく。
8	関係機関と連携した相談対応、必要な情報の提供	男女共同参画課	相談件数 ・女性相談 3,904件(電話3,610件、面接294件) ・男性相談 108件	電話や面接により、被害者を含む多くの相談者から相談を受けた。今後も、関係機関と連携した相談対応を実施していく。
⑨	DV防止のための知識の取得、相談場所等の教示	男女共同参画課	○DV防止セミナーを実施した。 (11/16「若年女性を取り巻く現状」参加者71人) ○高等学校、専門学校、大学の20校において、デートDV防止前セミナーを開催した(受講者数5,587人)。 ○DV防止パンフレットを関係機関へ配布した。	DV防止に関するセミナーを実施するとともに、パンフレットを配布してDVIに関する正しい知識や相談機関等の必要な情報を提供できた。今後も取組を継続する。
⑩	児童虐待相談窓口担当者研修の充実、他機関との連携強化	こども家庭課 児童相談所	○一時保護時の立入調査や臨検・捜索等に関する警察との合同研修を平成30年11月に実施し、68人が参加した。 ○児童相談所職員等を対象とした研修を延べ33日実施し、1,251人が受講した。 <b>(こども家庭課・児童相談所)</b>	○警察との合同研修では児童相談所職員だけではなく、検察や市町職員が参加することにより連携を強化することができた。 ○引き続き、児童相談所職員等に対する研修を実施し、専門性の向上を図る。 <b>(こども家庭課・児童相談所)</b>
⑪	高齢者虐待防止の相談窓口の充実、担当者の技術の向上	長寿政策課	○高齢者虐待等高齢者の権利擁護に関し、市町等からの電話相談に応じる相談窓口を開設した(年間相談件数36件)。 ○高齢者虐待対応を担当する市町等職員に対して、研修会を開催した。 ・事例検討会 2回 参加者118人 ・虐待対応力研修会 1回 参加者 96人	市町等からの電話相談に応じる相談窓口の開設や職員への研修会の開催により、窓口の充実や担当者の技術の向上が図られた。今後も継続して研修等を開催する。
⑫	障害者虐待防止支援センターにおける相談対応	障害者政策課	障害者虐待防止センターにおいて関係機関と連携して、虐待等の被害を受けた障害者やその関係者からの相談に対応した(通報・相談件数6件)。	関係機関と連携した相談対応ができた。今後も障害者虐待防止センターにて相談対応を続けていく。

※○印は本文に内容を記載

## 静岡県犯罪被害者等支援推進計画(平成30年度)実施状況及び検証結果

### 損害の回復を図るための情報の提供等(第10条)

	取組(施策)	担所属名	平成30年度の実施状況(成果)	検証結果等
1	専門機関の斡旋、連絡調整・民間支援団体への情報提供	警察本部 くらし交通安全課	○被害者の手引交付時等に、民間支援団体等への情報提供の希望確認を実施した。(警察本部) ○犯罪被害者等支援総合調整窓口による情報提供を10件実施した(主な紹介先:県が所管するその他の窓口、市役所、法テラス、警察、弁護士会等)。(くらし交通安全課)	今後も被害者のニーズに応じて、関係機関への情報提供につなげることで、被害者の受けた損害の回復を図っていく。(警察本部) ハンドブックの改訂を行い、より一層、関係機関との連携を強化することで情報提供につなげていく。(くらし交通安全課)
2	指定被害者支援要員による被害者の手引の交付と教示	警察本部	【再掲】 ○指定被害者支援要員が被害者等に対して被害者の手引を交付するとともに、各種救済制度について教示した(475事件)。 ○被害者の理解がより一層得られやすくなるよう被害者の手引を改定した。	【再掲】 手引の交付対象となる事件・事故の発生を把握し、手引の交付状況の確認をしていることから、漏れなく交付・教示ができたものと判断する。今後も確実な手引の交付と制度の教示に努めていく。

### 経済的な助成に関する情報の提供等(第11条)

	取組(施策)	担所属名	平成30年度の実施状況(成果)	検証結果等
1	犯罪被害者等のための各種団体が行う救済制度の情報提供	警察本部	公益財団法人犯罪被害者支援基金、日本財団まごころ奨学金、自動車事故対策機構、交通遺児等育成基金、道路厚生会等の各種団体が行っている救済制度について、被害者の手引の交付により情報提供を実施した。	手引の交付対象となる事件・事故の発生を把握し、手引の交付状況の確認をしていることから、漏れなく交付・教示ができたものと判断する。今後も確実な手引の交付と制度の教示に努めていく。
2	税法上の救済制度の情報提供	警察本部	医療費控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除の税法上の救済制度について、被害者の手引の交付により情報提供を実施した。	手引の交付対象となる事件・事故の発生を把握し、手引の交付状況の確認をしていることから、漏れなく交付・教示ができたものと判断する。今後も確実な手引の交付と制度の教示に努めていく。
3	暴力団犯罪被害者支援制度の情報提供	警察本部	支給対象となる暴力団犯罪被害者に対し、暴力団犯罪被害者支援制度の教示を実施した。	各警察署及び本部捜査員に対象事件を周知させることにより、支給対象被害者に対し、漏らすことなく制度の教示を実施した。今後も同様の方法で、積極的に制度・支援を実施する。
④	医療保険の円滑な利用の確保	国民健康保険課	加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無にかかわらず、保険給付が受けられる旨を市町向け研修会や実地検査等を通じて周知した。	研修会及び実地検査により、担当者に周知することで医療保険の円滑な利用の確保が図られた。今後も取組を継続する。
5	母子(父子)家庭への医療費の助成制度	こども家庭課	平成30年度の補助実績は207,012千円で受診件数は167,452件であった。	受診件数は前年度を下回ったものの、補助額はおおむね例年どおりの実績であったことから、十分な制度の運用ができたものと判断する。今後も、ひとり親家庭への支援施策として、児童の健やかな成長や医療費の経済的負担の軽減に寄与していく。
6	法テラス民事法律扶助制度に係る情報提供	警察本部 くらし交通安全課	○各種相談を通じて損害賠償請求等を希望する被害者に対しては、法テラス民事法律扶助制度に係る情報提供を実施した。(警察本部) ○犯罪被害者等総合調整窓口において、情報提供を実施した。(くらし交通安全課)	相談窓口法テラスのパンフレットを用意する等しており、必要な被害者に対して情報提供ができていたものと判断する。今後も取組を継続する。(警察本部・くらし交通安全課)
⑦	対象事件の確実な把握と公費負担制度の適正な運用	警察本部	関係部署と連携して対象事件の確実な把握に努め、把握した事件の内容に応じて適正に公費負担制度を運用した(106人、2,039千円)。また、一部親族間犯罪についても適用できるよう公費負担制度の見直しを行った。	電算システムの利用や関係部署との連携により、事件・事故を発生段階から把握し、事後の捜査経過を確認の上、公費負担制度を適用していることから、適正な運用ができたものと判断する。今後も同種取組を継続する。
⑧	犯罪被害給付制度の確実な教示と手続の迅速化	警察本部	対象となる被害者等に対して犯罪被害給付制度を教示し、21件の申請を受理し、18件の裁定を行った。	専務員の増強配置等により、裁定件数を増加させることができた。今後も確実な教示と迅速な裁定に努めていく。

※○印は本文に内容を記載

## 静岡県犯罪被害者等支援推進計画(平成30年度)実施状況及び検証結果

### 重点課題:精神的・経済的支援

#### 日常生活の支援(第12条)

	取組(施策)	県機関	平成30年度の実施状況(成果)	検証結果等
1	民間支援団体が行う日常生活の支援	警察本部 くらし交通安全課	○認定NPO法人静岡犯罪被害者声援センターに対して、委託料を確保の上、犯罪被害者支援業務を委託した。 <b>(警察本部)</b> ○民間団体が行う日常生活の支援について、実情にあった、現場のニーズを考慮した取組を検討した。 <b>(くらし交通安全課)</b>	○今後も民間支援団体が十分な支援を行えるよう、予算の確保に努めていく。 <b>(警察本部)</b> ○被害者のニーズに応じた日常生活の支援を実施するため、民間支援団体に対する情報提供等に努めていく。 <b>(くらし交通安全課)</b>

#### 心理的外傷等からの回復(第13条)

	取組(施策)	県機関	平成30年度の実施状況(成果)	検証結果等
1	被害者支援カウンセラーの運用	警察本部	臨床心理士資格を持つ警察官によるカウンセリングを実施した(20人26回)。	前年とほぼ同数のカウンセリングを実施した。今後、さらなる運用を図っていく。
②	カウンセリング費用の公費支出制度について検討する	警察本部	カウンセリング費用等の公費負担を実施した(6人に対し50回分、160千円支給)。また、制度の見直しを行い、支給対象期間をこれまでの1年間から3年間に改めた。	カウンセリング等費用の公費負担制度を充実させ、運用することができた。今後、さらなる運用を図っていく。
3	性犯罪被害者に対する公費負担制度の運用	警察本部	性犯罪被害者に対し公費負担制度を適用して精神的被害の緩和を図った(23人、420千円)。	性犯罪の発生及び被害者に対する支援状況を確認し、必要な被害者に漏れなく制度を適用した。今後も取組を継続する。
4	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣	教育委員会 (義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)	○政令市を除く県内全小・中学校及び義務教育学校(489校)に129人のスクールカウンセラーを派遣した。4つのモデル地区においてスクールカウンセラーを常時配置した。 ○政令市を除く県内全市町(33市町)に40人のスクールソーシャルワーカーを配置した。 <b>(義務教育課)</b> ○スクールカウンセラー:県立高等学校23校に配置(3028時間) ○スクールソーシャルワーカー:県立高等学校2校に配置(814時間) <b>(高校教育課)</b> ○10の拠点校にスクールカウンセラーを配置し、各校に派遣した(相談人数延べ1,766人)。 <b>(特別支援教育課)</b>	○平成29年度と同等にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置・派遣をすることができた。今後も継続して配置・派遣をしていく。 <b>(義務教育課・特別支援教育課)</b> ○スクールカウンセラーの拠点校を増やし、カウンセリング支援の利便性を高めることができた。スクールソーシャルワーカーとともに、引き続き配置・派遣をしていく。 <b>(高校教育課)</b>
⑤	犯罪被害者等からの相談受理	精神保健福祉センター	○精神保健福祉相談(面接・電話等)0件 ○学校からの要請に基づき、小学校における児童の心のケアに対する支援について習熟を図ることを目的に、こころの緊急支援チームを1回派遣した。	平成30年度はこころの緊急支援チームの派遣要請が1件あり、派遣した。要請元のニーズに応じた対応ができるよう、今後も取組を継続する。
⑥	関係機関が連携した高次脳機能障害の当事者、家族の支援	障害福祉課	○高次脳機能障害支援拠点の設置(県内6か所) ○高次脳機能障害総合相談事業(医療相談会)の実施(相談会回数18回、相談人数40人) ○高次脳機能障害支援従事者研修の開催(開催回数7回、研修参加者377人) ○高次脳機能障害者地域基盤整備事業検討専門家委員会の開催(開催回数2回) ○医療体制連携強化事業の実施(開催回数1回、研修参加者33人)	支援拠点の設置や研修、相談会の複数開催により、高次脳機能障害者や家族の支援を行うことができた。今後も取組を継続する。
7	DV被害者の自立支援	子ども家庭課 女性相談センター	○平成30年度の婦人保護施設への入所実績は10人、延べ日数は605日であった。 <b>(子ども家庭課)</b> ○電話相談や一時保護中に様々な制度等の情報提供を行った。 ○一時保護中のケースについては、各種手続、弁護士相談等同行支援を行った。 ○婦人保護施設を利用した就労、転宅支援を実施した。 ○各種証明書の発行をした(61件)。 <b>(女性相談センター)</b>	○引き続き、婦人保護施設においてDV被害者の自立に向けた支援を行う。 <b>(子ども家庭課)</b> ○電話相談や一時保護中に様々な制度等の情報提供を行うとともに、各種手続や弁護士相談等同行支援を行った。 ○各種証明書の発行は一時保護入所者が前年より2割減少したこともあり、件数は少なくなっている。今後も同種取組を継続する。 <b>(女性相談センター)</b>
8	要保護児童への立ち直り支援	児童相談所	平成30年度に児童相談所(政令市を含む)が行った一時保護(一時保護所への入所)人数は542人、延べ日数は15,856日であった。	一時保護による安全確保のほか、一時保護中は児童相談所の児童福祉司による家庭調整や児童心理司による児童への聞き取りを行い、児童の心理的支援に努めていく。

※○印は本文に内容を記載

## 静岡県犯罪被害者等支援推進計画(平成30年度)実施状況及び検証結果

### 安全の確保(第14条)

取組(施策)	県機関	平成30年度の実施状況(成果)	検証結果
1 加害者からの再被害防止対策の徹底	警察本部	関係部署と連携して服役中の加害者の動静や出所情報を把握し、危険性のある場合は、被害者等への連絡、部内での対策会議を開催の上、様々な保護対策を講じた。	出所後の加害者から再被害を受けた被害者はいなかったことから、再被害防止対策の徹底が図られたと言える。今後も取組を継続する。
② DV被害者・被虐待児童の保護等社会的養護	警察本部 児童相談所 女性相談センター	○平成30年度に児童相談所(政令市を含む)が行った一時保護(一時保護所への入所)人数は、542人のうち虐待を事由とする児童は347人であった。(児童相談所) ○健康福祉センター、市町と協力し、必要なケースについて一時保護を実施した(54件、うちDV29件 同伴児56件)。(女性相談センター)	○今後も児童の安全確保のため必要と判断した場合は一時保護を実施する。(児童相談所) ○一時保護数、同伴児ともに前年度を下回った。今後も関係機関と連携を取り、保護が必要な場合は一時保護を実施する。(女性相談センター)
3 DV被害者の住民基本台帳閲覧制限の徹底	警察本部 女性相談センター	5件の証明書を発行した。(女性相談センター)	証明書の発行は前年度と同程度であった。今後も取組を継続する。(女性相談センター)
4 関係機関連携によるDV被害者の安全確保	男女共同参画課	関係機関で開催する研修会へ参加した。	研修会への参加により、関係機関の連携強化が図られた。今後も継続して研修会へ参加する。
5 一時保護を希望するDV被害者に係る情報の共有	こども家庭課 女性相談センター	○県全体で子どもと家庭を守るネットワークDV防止部会を開催し、関係機関との情報の共有を行った。(こども家庭課) ○一時保護聴き取り表、チェックシートを活用して情報共有を行った。(女性相談センター)	○県全体で子どもと家庭を守るネットワークDV防止部会を開催したことで、関係機関との情報共有が図られた。今後もネットワーク防止部会を開催する。(こども家庭課) ○一時保護聴き取り表、チェックシートの活用により情報共有が図られた。今後も取組を継続する。(女性相談センター)
6 保護命令の積極運用と被害者の安全の確保	こども家庭課 女性相談センター	○平成30年度の保護命令発令件数は32件であった。(こども家庭課) ○相談があった被害者に保護命令制度について情報提供を行った。 ○申立ての支援を実施した。(女性相談センター)	○前年度と同程度の保護命令発令数となった。今後も、他県及び本県の配偶者暴力相談センターの設置状況を把握し、県内市町へ情報を提供していく。(こども家庭課) ○相談があった被害者に保護命令制度について情報提供を行うとともに、申立ての支援を実施することで、保護命令の発令につながることができた。今後も取組を継続する。(女性相談センター)
7 学校関係者に対する虐待発見時の通告義務の徹底	教育委員会 (義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)	○「児童虐待防止月間」とそれに伴う「情報提供に関する指針」等の通知を各県立特別支援学校へ周知依頼するとともに、「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検」を行った。(義務教育課・特別支援教育課) ○公立高等学校生徒指導主事研修会を開催した(開催日6/21、参加者116人)。(高校教育課)	○調査及び通知の発出と周知依頼により、通告義務の徹底が図られたものと判断する。今後も関係機関との連携や法令に基づいた適切な対応のため取組を継続する。(義務教育課・特別支援教育課) ○公立高等学校生徒指導主事研修会において指示することで、通告義務の徹底を継続することができた。(高校教育課)

### 居住の安定(第15条)

取組(施策)	県機関	平成30年度の実施状況(成果)	検証結果等
1 犯罪現場のハウスクリーニング費用の公費支出	警察本部	対象となる事件は発生しなかった。	対象となる事件は発生しなかった。今後も対象事件の把握に努め、発生時の適正な運用に努めていく。
② 犯罪被害者に対する県営住宅の一時使用	公営住宅課	DV以外の犯罪被害者の県営住宅への一時入居の受入れを1件実施した。	希望した犯罪被害者1人について、県営住宅への一時入居の受入れを実施することができた。今後も一時入居の受入れを継続する。
3 DV被害者に対する県営住宅の一時使用	公営住宅課	DV被害者の県営住宅への一時入居の受入れを2件実施した。	希望したDV被害者2人に対して、県営住宅への一時入居の受入れを実施することができた。今後も一時入居の受入れを継続する。
4 DV被害者、被虐待児童の一時保護施設退所時の支援	児童相談所 女性相談センター	虐待を事由として一時保護(一時保護所)を行った児童のうち、一時保護を解除し、家庭へ復帰した児童は171人であった。(児童相談所)	一時保護の解除にあたっては家庭へ復帰できるよう調整を行う。(児童相談所)
5 犯罪被害者の公営住宅使用に伴う市町担当課へ周知働きかけ	公営住宅課 くらし交通安全課	○市町の公営住宅担当課から犯罪被害者の一時受入れの相談・指導を継続実施した。(公営住宅課) ○犯罪被害者等支援担当者研修会を通じて、県・市町の既存制度について確認・活用を働きかけた。(くらし交通安全課)	○市町の担当課からの相談に応じ、犯罪被害者の公営住宅使用の働き掛けを行った。今後も同種取組を継続する。(公営住宅課) ○犯罪被害者等支援担当者研修会での既存制度の確認・活用を働き掛けたことで、周知が図られた。今後も継続する。(くらし交通安全課)
⑥ 被虐待児童の社会的養護の実施	児童相談所	虐待を事由として一時保護(一時保護所)を行った児童のうち一時保護を解除し施設・里親へ措置(委託)を行った児童は54人であった。	一時保護の解除にあたっては家庭へ復帰できるよう調整を行うが、家庭復帰が難しい場合、施設等への入所措置による居住の安定を確保する。
⑦ 様々な地域・種類の一時保護委託先の確保	こども家庭課	DV被害者の一時保護委託先を11か所確保した。(東部4か所、中部2か所、西部4か所、賀茂1か所)	前年度と同程度の一時保護委託先を確保することができた。今後も一時保護委託先の確保に努める。

※○印は本文に内容を記載

## 静岡県犯罪被害者等支援推進計画(平成30年度)実施状況及び検証結果

### 雇用の安定(第16条)

	取組(施策)	県機関	平成30年度の実施状況(成果)	検証結果等
①	犯罪被害者等の新規就労、転職支援の実施	雇用推進課 労働雇用政策課	新規就労や転職希望者に対し、静岡労働局やハローワークと連携し、きめ細かな就労支援を実施した(全就労支援数17,034件)。	犯罪被害者等に特化した取扱いはなかったが、今後も犯罪被害者等を含めた新規就労、転職希望者に対して同様の取組を継続する。
2	犯罪被害による後遺障害者に対する就業情報の提供	雇用推進課 労働雇用政策課	障害を負った人が就職を希望した場合、就業支援と生活支援を一体的に支援する「障害者就業・生活支援センター」を紹介するなどの情報提供を実施した(障害者に対する相談支援件数:27,795件)。	犯罪被害者等に特化した取扱いはなかったが、今後も犯罪被害者等を含めた障害を負った人が就職を希望した場合に、同様の取組を継続する。
3	事業主との間の労使問題に係る相談受理	雇用政策課 労働雇用政策課	各県民生活センター(中小企業労働相談所)において、労働問題について県民からの相談に対応した(相談件数2,393件)。	労働問題について犯罪被害者等に特化した相談はなかった。今後も労働相談を継続して実施する。

### 捜査の過程における配慮等(第17条)

	取組(施策)	県機関	平成30年度の実施状況(成果)	検証結果等
1	被害者支援委員の指定と二次的被害防止の徹底	警察本部	指定被害者支援委員を624人指定(県本部34人、鉄道警察隊2人、高速隊19人、警察署569人※うち女性148人)して、支援活動を行った。(524事件)	前年と同程度の指定被害者支援委員を指定し、対象事件の犯罪被害者に対しては、指定被害者支援委員を運用して初期段階の対応等を行うことで、二次的被害の防止を図ることができた。今後も取組を継続する。
2	指定被害者支援委員に対する研修	警察本部	指定被害者支援委員研修会を県内4会場で実施したほか、5警察署を訪問して研修を実施した。	県内各署及び本部の指定被害者支援委員に対する研修会のほか、署を訪問しての研修会を新たに開催して、犯罪被害者に対する二次的被害の防止に関する教養を行った。今後も取組を継続する。
3	警察学校入校生に対する犯罪被害者支援の研修	警察本部	警察学校入校生(初任科、刑事任用科、生活安全任用科、性犯罪捜査専科)に対して被害者支援に関する授業を行った(6回)。	前年と同様に警察学校入校生に対する被害者支援研修を実施することができた。今後も取組を継続する。
4	被害者支援カウンセラーの運用	警察本部	【再掲】 臨床心理士資格を持つ警察官によるカウンセリングを実施した(20人、26回)。	【再掲】 前年とほぼ同数のカウンセリングを実施した。今後、さらなる運用を図っていく。
5	司法解剖遺体の遺体修復費用公費負担	警察本部	遺族の精神的負担軽減のため、司法解剖した遺体の修復を公費で実施した(51体)。	公費による遺体修復は、前年度同程度の実施できたことから、適切に運用されたものと判断する。今後も取組を継続する。
6	性犯罪被害者支援における三者協定の運用	警察本部	静岡県産婦人科医会及び認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターと連携し、性犯罪被害者が必要とする支援を実施した。 ・認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターに対する性犯罪被害者の情報提供数(12件) ・性犯罪被害者に対する公費負担(23人)	静岡県産婦人科医会及び静岡犯罪被害者支援センターと連携して、積極的な被害者支援を行うことができた。今後も会議や情報交換を通じて、関係団体との連携を強化し、更に積極的な被害者支援を実施していく。

※○印は本文に内容を記載

## 静岡県犯罪被害者等支援推進計画(平成30年度)実施状況及び検証結果

### 重点課題: 関係機関相互の連携

#### 民間支援団体に対する県の支援(第7条第2項)

	取組(施策)	県機関	平成30年度の実施状況(成果)	検証結果等
①	民間支援団体への情報提供の強化	警察本部	警察本部から認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターに被害者等に関する情報提供を実施した(29件)。	ほぼ前年度と同数の情報提供を実施することができた。今後も被害者の希望を確認の上、情報提供を実施していく。
②	民間支援団体と連携・協働した広報啓発活動の推進	警察本部 くらし交通安全課	認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター、県弁護士会、県司法書士会、法テラス、交通事故紛争処理センター、大学ボランティアと連携・協働し街頭広報を実施した。 ・開催日: 11/22(木)、11/27(火)、11/28(水) ・開催場所: JR静岡駅、JR沼津駅、JR浜松駅(警察本部・くらし交通安全課)	前年度同様、犯罪被害者週間に集中的に広報活動を実施することができた。今後も同様の取組を継続する。(警察本部・くらし交通安全課)
③	民間支援団体の見舞金交付への協力	警察本部	認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターによる見舞金及び防犯ブザーの交付に協力した。 ・見舞金の交付 9件 ・防犯ブザーの交付 37件	見舞金の交付数は前年度を下回ったものの、見舞金の対象になる事件では、全て交付されるよう協力した。今後も取組を継続する。

#### 緊急を要する犯罪被害者等支援の実施(第18条)

	取組(施策)	県機関	平成30年度の実施状況(成果)	検証結果等
1	指定被害者支援要員の弾力的な運用	警察本部	他署への派遣等の弾力的な運用実績なし。	弾力的な運用を要する事件の取扱いはなかったが、今後も死傷者多数の事件等へ備えていく。
②	署犯罪被害者等支援連絡協議会の活性化	警察本部	警察署犯罪被害者支援連絡協議会の開催(26回)	前年と同数の警察署で犯罪被害者支援連絡協議会を開催し、関係機関との連携を図ることができた。今後も取組を継続する。

※○印は本文に内容を記載

# 静岡県犯罪被害者等支援推進計画(平成30年度)実施状況及び検証結果

## 重点課題:理解の増進

県民の理解の増進(第19条)

	取組(施策)	県機関	平成30年度の実施状況(成果)	検証結果等
1	各種広報媒体を活用した広報啓発の充実	警察本部 くらし交通安全課	○県警察音楽隊の演奏会や年頭視閲式等の機会を通じ、広報啓発活動を実施した。また、静岡県警察ホームページに掲載中の犯罪被害者支援に関する情報を検索しやすいよう見直しを行った。(警察本部) ○静岡県ホームページに犯罪被害者等支援に係る制度や広報啓発活動状況を掲載した。(くらし交通安全課)	前年度同様、ホームページ等を活用した広報啓発を実施した。今後はさらに他の広報媒体の活用も検討していく。(警察本部・くらし交通安全課)
2	犯罪被害者週間の集中的な広報、街頭活動の強化	警察本部 くらし交通安全課	【再掲】被害者支援センター、県弁護士会、県司法書士会、法テラス、交通事故紛争処理センター、大学ボランティアと連携・協働し街頭広報を実施した。 ・開催日:11/22(木)11/27(火)11/28(水) ・実施場所:JR静岡駅、JR沼津駅、JR浜松駅(警察本部・くらし交通安全課)	【再掲】前年度同様、犯罪被害者週間に集中的に広報活動を実施することができた。今後も同様の取組を継続する。(警察本部・くらし交通安全課)
③	犯罪被害者等支援講演会inしずおかの継続開催	警察本部 くらし交通安全課	静岡市、認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターとの共催による講演会を開催した。 ・開催日:12/8(土) ・開催場所:清水テルサ(警察本部・くらし交通安全課)	前年度同様、犯罪被害者等支援講演会を開催することができた。今後も取組を継続する。(警察本部・くらし交通安全課)
4	「犯罪被害者等に関するリーフレット」による広報啓発	くらし交通安全課	リーフレットを活用して啓発活動を実施した。 ・開催日:11/22(木)11/27(火)11/28(水) ・実施場所:JR静岡駅、JR沼津駅、JR浜松駅	前年度同様、犯罪被害者週間の広報活動ではリーフレットを活用した。今後も同様の取組を継続する。
5	被害者支援貢献者への積極的な表彰による士気高揚	警察本部	○「命の大切さを学ぶ教室」講師に対し、本部長感謝状を贈呈した。 ○認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター直接支援員等に対して警察相談課長感謝状を6人に贈呈した。	被害者支援貢献者に対する表彰がしやすくなるよう規程の見直しを行い、前年度を上回る感謝状の贈呈を行った。今後も取組を継続する。
6	「児童虐待防止静岡の集い」開催による県民の理解の醸成	子ども家庭課	児童虐待防止静岡の集いの開催 ・開催日:11/10(土) ・開催場所:静岡県総合社会福祉会館、静岡市内	計画どおり、児童虐待防止静岡の集いを開催して県民の理解促進を図ることができた。今後も同種取組を継続する。

## 学校における教育(第20条)

	取組(施策)	県機関	平成30年度の実施状況(成果)	検証結果等
①	命の大切さを学ぶ教室の開催	警察本部 教育委員会 (義務教育課・高校教育課)	○命の大切さを学ぶ教室を開催(9校)(警察本部・義務教育課・高校教育課) ○警察本部に推薦して開催した学校以外でも希望があれば開催可能であることを他の学校にも広報した。(義務教育課) ○生命(いのち)のメッセージ展の開催(講演9校、展示12校)(高校教育課)	○命の大切さを学ぶ教室を前年度と同様に開催することができた。今後も取組を継続する。(警察本部・義務教育課・高校教育課) ○生命のメッセージ展を開催することができた。今後も取組を継続する。(高校教育課)
2	生命の尊重に関する道徳教育と体験活動の推進	教育委員会 (義務教育課・高校教育課)	○学校、家庭、地域と連携し、他人を思いやる心、生命を大切にする心等を育む道徳教育の推進を図るため、道徳教育研修会等を通じ、研究指定校の取組を県内小・中学校及び義務教育学校に広めた。(義務教育課) ○介護・保育実習の実施 ・高等学校実施率 98.9%(高校教育課)	○道徳教育研修会等により、道徳教育の充実が図られた。今後道徳の教科化に伴い、問題解決学習や体験的な学習を取り入れた質の高い指導法や評価等についての共通理解を図るため、全小・中学校及び義務教育学校の道徳教育推進教師を対象とした研修会を実施する。(義務教育課) ○体験活動を推進することで、生命や自然を大切にする心の育成が図られた。今後も同種取組を継続する。(高校教育課)
3	こころの教育の推進	教育委員会 (高校教育課)	○心を育む地域連携研修会を実施した(県内10地区、参加人数431人)。 ○心の教育学級懇談会を実施した。	○前年度と同規模の心を育む地域連携研修会及び心の教育学級懇談会を実施することができた。今後も取組を継続する。
4	体験活動を通じた教育の推進	教育委員会 (義務教育課)	自然体験活動や社会体験活動を通じて、豊かな人間性を育む教育を推進するよう、県内全小・中学校及び義務教育学校に啓発した。	県内全小・中学校及び義務教育学校に啓発したことで、豊かな人間性を育む教育の推進が図られた。今後も取組を継続する。
5	私たちの道徳の配布	教育委員会 (義務教育課)	政令指定都市を除く県内全中学生及び義務教育学校後期課程に配布した。小学校及び義務教育学校前期課程には、道徳の教科化に伴って教科書が支給されたため、配布しなかった。	計画どおり、政令市を除く県内全中学生及び義務教育学校後期課程に配布することができた。今後も活用を呼び掛ける。
6	生命を尊重する心情や態度の育成	教育委員会 (特別支援教育課)	特別支援学校のうち、豊かな人間性を育む体験活動等を実施した学校は91%、人権教育に取り組んだ学校は100%であった。	ほとんどの特別支援学校で豊かな人間性を育む体験活動、全ての特別支援学校で人権教育への取組が実施された。今後も各校の実態に応じた取組を継続する。
7	豊かな人間性と社会性の育成	教育委員会 (特別支援教育課)	全ての学校が所在地域での交流及び共同学習を実施。また、508人が居住地域での交流及び共同学習を実施。副次的な籍「交流籍」を活用したモデル的取組を実施した。	全特別支援学校で交流及び共同学習を実施して、豊かな人間性と社会性の育成を図ることができた。今後も取組を継続するとともに平成31年度からは、「交流籍」を活用した取り組みを全県で実施する。

※○印は本文に内容を記載

## 静岡県犯罪被害者等支援推進計画(平成30年度)実施状況及び検証結果

### 犯罪被害者支援従事者に対する研修(第21条)

	取組(施策)	県機関	平成30年度の実施状況(成果)	検証結果等
1	指定被害者支援要員に対する研修の実施	警察本部	【再掲】 指定被害者支援要員研修会を県内4会場で実施したほか、5警察署を訪問して研修を実施した。	県内各警察署及び本部の指定被害者支援要員に対する研修会のほか、警察署を訪問しての研修会を新たに開催して、犯罪被害者に対する二次的被害の防止に関する教養を行った。今後も取組を継続する。
2	警察学校入校生に対する犯罪被害者支援の授業を実施	警察本部	警察学校入校生(初任科、刑事任用科、生活安全任用科、性犯罪捜査専科)に対して被害者支援に関する授業を行った。(6回)	前年と同様に警察学校入校生に対する被害者支援研修を実施することができた。今後も取組を継続する。
3	女性地域警察官研修会の開催	警察本部	ひまわり窓口担当者研修会を開催した。	前年度同様、ひまわり窓口担当者研修会において犯罪被害者の心理や聴取時の留意点等について教養を実施することができた。今後も研修会の開催を継続する。
4	女性被害捜査官研修会の開催	警察本部	警察署女性被害捜査官等研修会を開催した(3回)。	平成30年度は東部・中部・西部の3会場において性犯罪被害者の特性等について研修会を実施することができた。今後も取組を実施する。
5	警察署相談係員対象の研修会の開催	警察本部	相談係研修会を開催した(2回)。	例年どおり、年2回の相談係研修会を開催して被害者支援業務の習熟を図ることができた。今後も取組を継続する。
6	犯罪被害者等支援従事者に対する代理受傷の研修の実施	警察本部	指定被害者支援要員に対する研修及び警察学校入校生に対する被害者支援に関する教養時に、併せて犯罪被害者等支援従事者が受ける代理受傷について教養を実施した。	被害者支援に関連する研修時に、代理受傷について教養を実施した。今後も取組を継続する。
7	犯罪被害者等支援ハンドブックの活用	くらし交通安全課	犯罪被害者等総合調整窓口に備えて電話相談に活用した。	現行のハンドブックを改訂し、被害者がどの窓口にも相談しても必要な支援にたどり着くことのできる支援ツールを作成し、関係機関に活用を促す。
8	県・市町担当者に対する研修会の開催	くらし交通安全課	【再掲】 県・市町犯罪被害者等支援担当者と管轄警察署担当者との合同研修会を開催した。 ・開催日:11/8(木)、11/13(火)、11/15(木) ・開催場所:県庁、東部総合庁舎、浜松総合庁舎 ・参加人数:129人	警察本部との合同研修会を行い、窓口の充実、担当者の技術の向上に向けた取組を実施した。今後も継続して各種研修等を開催する。
9	DV被害者、児童虐待に係る相談体制整備の研修実施	男女共同参画課 女性相談センター 児童相談所	【再掲】 ○各健康福祉センター、市町の女性相談担当等を対象に、3回研修会を実施した。 ・第1回女性保護担当職員・女性相談員研修 4/6(54人) ・第2回女性相談担当職員・女性相談員研修 10/12(60人) ・第3回女性保護担当職員・女性相談員研修 2/22(68人) ○女性保護・DV相談担当者研修会 5/11(中遠41人) 5/18(賀茂13人) 6/1(藤枝23人) 6/15(東部48人) ○東海ブロック婦人相談員研修会 11/16(54人、うち静岡県33人) ○女性相談員事例検討会 12/14(25人) ○講師依頼により実施 ・警察学校講師(11/22、2/28)(女性相談センター) ○市町児童相談担当職員研修の開催(延べ20日で493人参加)(児童相談所)	DV、児童虐待の相談員向け研修が複数開催され、支援体制の整備、相談員の資質向上につながった。また、女性保護・DV相談担当者研修会においては、児童相談所にも案内を出し、賀茂、東部、西部で数名参加。今後、同種取組を継続するほか相談業務内でのDV被害者グループ相談会を実施して、更なる相談体制の整備等を図る。(女性相談センター) ○引き続き、市町児童相談担当職員等に対する研修を実施し、相談体制の強化を図る。(児童相談所)
10	犯罪被害者等に初期に接する者の研修実施	精神保健福祉センター	○こころの緊急支援活動研修(講義・演習) ・対象:学校、行政、医療、警察職員 ・開催日:7/3(火)参加者82人、10/1(月)参加者65人	こころの緊急支援活動に係る研修会を開催し、学校職員、医療、行政及び警察職員等犯罪被害者等に最初に接する可能性のある者に被害者等の心情等について理解を深めることができた。今後も取組を継続する。
11	児童・生徒が犯罪被害に遭遇したときの危機対応研修の開催	教育委員会(義務教育課)	なし	研修の内容や方法を吟味し、実施の可能性を検討したい。

### 意見の反映(第22条)

	取組(施策)	県機関	平成30年度の実施状況(成果)	検証結果等
1	アンケート調査の実施	警察本部	なし	平成31年度県政インターネットモニターアンケート調査を実施する。
2	有識者の意見の反映	警察本部	推進計画に対する平成29年度の実施状況を検証する際、有識者への意見聴取を実施	検証時に聴取した有識者からの意見について、反映すべく検討を行った。今後も同種取組を継続して意見の反映に努める。
3	パブリックコメントの実施	警察本部 くらし交通安全課	なし	令和2年度に作成する第2次推進計画策定時にパブリックコメントを実施する。(警察本部、くらし交通安全課)

※○印は本文に内容を記載





犯罪被害者等支援シンボルマーク  
ギュっとちゃん

静岡県犯罪被害者等支援推進計画  
検証結果(平成30年度)

令和元年12月

静岡県警察本部警務部警察相談課犯罪被害者支援室